

## 老人保健施設 道後ベテルホームのご案内

～施設サービス・短期入所療養介護～

(令和6年3月1日現在)

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設 道後ベテルホーム
- ・開設年月日 平成4年4月18日
- ・指定年月日 平成12年4月1日(介護老人保健施設・短期入所療養介護)  
平成18年4月1日(介護予防短期入所療養介護)
- ・所在地 愛媛県松山市祝谷6丁目1277番地
- ・電話番号 089-927-2000 ・ファックス番号 089-927-2005
- ・管理者名 益田 紀志雄
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(3857780112号)  
短期入所療養介護(3857780112号)  
介護予防短期入所療養介護(3857780112号)

#### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### [運営方針]

- 1 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画、短期入所療養介護計画(介護予防短期入所療養介護計画)に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰や利用者の身体機能の維持向上・回復を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体的拘束等を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイダンスに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

### (3) 施設の職員体制

職 種	員数	夜間	業 務 内 容
管理者（医師）	1 人		管理者は、施設に携わる従業者の統括管理、指導を行います。 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
薬剤師	1 人以上		医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行います。
看護職員	10 人以上	1 人	医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等、医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）に基づく看護を行います。
介護職員	24 人以上	5 人以上	利用者の施設サービス計画及び短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）に基づく介護を行います。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1 人以上		医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し、指導を行います。
支援相談員	1 人以上		利用者及びその家族からの相談、レクリエーション等の計画・指導、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行います。
管理栄養士	1 人以上		利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行います。給食（厨房）業務の管理・指導を行います。
介護支援専門員	1 人以上		利用者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。
事務職員	1 人以上		受付業務、施設サービス費等の請求業務・施設管理等に従事します。
その他	1 人以上		運転業務や施設整備を行う職員を配置しています。

### (4) 入所定員等 定員 100名（うち認知症専門棟 32名）

- ・療養室 個室－12室、2人室－4室、4人室－20室

## 2. サービス内容

### ① 施設サービス計画の立案

居宅における生活への復帰を目指し、ご利用者様に関わるあらゆる職種の協議によって施設サービス計画書を作成させていただきます。

### ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案

### ③ 食事時間（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 7時30分～

昼食 12時00分～

夕食 17時30分～

※欠食（外出・外泊）の場合は下記の時刻までにご連絡下さい。

朝食：前日19時00分 昼食：当日9時00分 夕食：当日16時30分

### ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

### ⑤ 医学的管理・看護

- ⑥ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 送迎（短期入所療養介護のみ）  
通常送迎の実施地域は、松山市内の以下の中学校区内となります。  
校区名：道後、東、勝山、旭、湯山、桑原、鴨川  
上記地域以外からのご希望の場合、ご相談下さい。
- ⑪ 理美容サービス（原則月1回実施します。）
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他  
\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
  - ・名称 松山ベテル病院
  - ・住所 松山市祝谷6丁目1229番地
- ・協力歯科医療機関
  - ・名称 井笹歯科医院
  - ・住所 松山市道後北代6-11

#### ◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 面会時間は平日の8時30分（玄関開錠）から17時30分（玄関施錠）  
上曜日の8時30分（玄関開錠）から12時30分（玄関施錠）までです。  
上記以外の時間帯は、面会許可証を発行された方のみ入館できます。
- ・外出・外泊 ご希望の場合は、所定の手続きにより、管理者の許可が必要です。
- ・飲酒 飲酒は管理者の許可が必要です。
- ・火気の取扱 施設内および敷地内は禁煙です。
- ・設備・備品  
施設内の備品および設備を大事にお取り扱い下さい。また破損した場合は速やかに届け出て下さい。
- ・所持品・備品等の持ち込み  
所持品等の持込は、必要最小限でお願いします。また、所持品等には必ず記名をお願いします。
- ・食品の持ち込み  
誤嚥防止と食中毒防止の為、食品の持ち込み時は職員まで声かけをお願いします。
- ・金銭・貴重品の管理  
現金等貴重品の管理は、原則として利用者ご本人にお願い致します。過剰な現金の持ち込み等をご遠慮下さい。
- ・外泊時等の施設外での受診  
外泊中、病院など他医療機関へ受診される時は当施設の紹介状が必要です。夜間等緊急で受診された場合も、必ず後からご連絡下さい。
- ・ペットの持ち込み  
ペットの持ち込みはご遠慮下さい。

## 5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、法人または事業所の防火管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、各部署職場長を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
- (7) 消防計画を施設内の見やすい場所に掲示する。
- (8) 必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドライン」を参考に、業務継続に向けた計画などの策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施などを行う。
- (9) 防災設備 避難口9ヶ所、スプリンクラー設備、防火戸、非常警報設備等

## 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 089-927-2000） 受付時間 平日 8：30～17：30

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

<受付後の対応手順>

受付後、管理者（施設長）・看護介護長・支援相談員・事務長が内容について協議し、申出者にご回答・対応いたします。その後、申出者の了解を得た上で、苦情内容・当施設の対応を館内に掲示いたします。

[その他の苦情申立先]

- ・愛媛県国民健康保険団体連合会 Tel 089-968-8700
- ・松山市介護保険課 Tel : 089-948-6968  
受付時間 平日 8：30～17：15
- ・愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 Tel : 089-998-3477  
受付時間 平日 9：00～12：00、13：00～16：30

## 8. その他

- (1) 第三者評価の実施状況  
実施について、現状はありません。  
但し、社会福祉法人 聖隷福祉事業団の内部監査を年1回実施しています。
- (2) 当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。